# 那須町クーリングシェルター募集要領

### (趣旨)

1 熱中症による人の健康に係る被害の発生防止などを目的として、気候変動適応 法が改正され、指定暑熱避難施設(以下、クーリングシェルターという。)を市 町村長が指定できることとなりました。

つきましては、町内の広い範囲にクーリングシェルターを設置するため、御協力いただける民間施設を募集いたします。

#### (実施事項)

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。
- (1) 各施設の出入口などの見やすい場所へ、町が指定するクーリングシェルター である旨の掲示物(町が提供)を表示
- (2) 休息用の椅子等の設置(既設のもので可)
- (3) 冷房設備の適切な管理

### (応募資格)

- 3 応募資格は、町内に所在し、次の条件を満たす施設とします。
- (1) 定期的にメンテナンスされた冷房設備を有する施設
- (2) 休憩場所として施設が設定する受入可能人数が滞在できる場所(椅子等)を確保できる施設
- (3) 栃木県に熱中症特別警戒情報が発表された際は、通常の開館(営業)日・時間帯等(以下、「開放可能日時」という。)において、受入可能人数の範囲で町 民等に無料で開放できる施設

### (施設運用期間)

4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報発表時における各施設で設定する開放可能日時とします。

### (応募方法)

5 別紙応募用紙に必要事項を記載の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、那須町保健センターに提出してください。

### (提出後の流れ)

- 6 応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。 なお、応募用紙を提出した時点で、町からのクーリングシェルターの指定に 同意したものとみなします。
- (1) 那須町保健センターにて受理
- (2) 応募内容を確認し、クーリングシェルターとしての指定を決定
- (3) 施設管理者と那須町との間で、「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書」を締結
- (4) 町指定のクーリングシェルターである旨を表示した掲示物の配布
- (5) クーリングシェルター一覧として、町ホームページなどで施設等の「名称」 「所在地」「開放可能日・時間帯」及び「受入可能人数」等を公表

## (その他)

7 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さないなど、町が不適切と認める場合は、 クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

> 応募・問合先 〒329-3215 那須町大字寺子乙2566-1 那須町保健センター TEL 0287-72-5858 FAX 0287-72-5820 E-mail hokenc@town. nasu. lg. jp